

平成30年度第4回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年9月21日（金）午前9時30分～午前10時50分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） 会議室棟A会議室
- 3 出席者（1）出席委員（農業委員23名中23名：推進委員6名）
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、海地 博志、
片山 潤之、賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、田戸 洋志、
恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、
原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、
山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

推進委員
岡本 公一、徳本 優、中川 晴吉、長尾 進、國長 廣治、
中山 隆之
（2）欠席委員（0名）

（3）事務局
末貞局長・山根参事・開地副主幹・浦部

（4）会議傍聴人
- 4 会議（1）議事録署名委員指名

（2）議案審議

（3）その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより平成30年度第4回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、23名中、出席23名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

川西地区の伊藤 良雄委員及び北部地区の小野 基之委員にお願いいたします。

(これより、座って進行させていただきます。)

それでは、農地法第3条にかかる申請についての審議を始めます。

農地法に係る第1号議案から第7号議案まで、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、仁保中郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから南東へ570mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自作地に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は57アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第2号、仁保下郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから南西へ3.3kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は58アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付

けた農地」に該当しません。

議案第 3 号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北へ 9 5 0 m に位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業を利用し、申請地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、1 3 6 アールとなり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第 4 号、嘉川です。

申請地は、J R 上嘉川駅から北東へ 1 . 2 k m に位置する、都市計画法の規定による用途地域内にある第 3 種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住し農業を営むものです。

申請地は自宅のそばにあり、譲渡人からの申出があったため譲り受けるものです。

取得後の経営規模は、3 4 アールとなりますが、山口市が定めた別段面積 3 0 アールに達しており、また農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです

議案第 5 号、江崎です。

申請地は、J R 嘉川駅から南東へ 5 3 0 m に位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

耕作中の農地を農地等売買事業により取得するものです。

取得後の経営規模は、9 , 8 3 7 アールとなり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第 6 号、深溝です。

事務局

申請地は、ＪＲ深溝駅から西へ５２０ｍに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第２種農地です。

申請人は市内に居住する、農業兼会社役員です。

譲渡人である父が高齢となったため、譲り受けて、継続して農業経営するものです。

取得後の経営規模は、４８アールとなりますが、山口市が定めた別段面積３０アールに達しており、また農地法第３条第２項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第７号、徳地山畑です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から北西へ１．７ｋｍに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は９１アールとなり、農地法第３条第２項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第３条の全議案の説明を終了します。

御審議よろしく願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

議長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議案第１号から議案第７号につきましては、先ほど関係座長さんから報告

議長

がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

【意見なし】

議長

それでは、以上で第3条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第3条に係る審議について、一括で採決を行います。

農地法第3条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条にかかる申請については、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは5ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図8ページをお開きください。

議案第8号、大内矢田北六丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南東へ1.2kmに位置する、用途地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

近隣企業からの要望があり、貸駐車場として整備するものです。

議案第9号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から西へ900mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する公務員です。

事務局

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し売電事業に参入するものです。

議案第10号、佐山です。

申請地は、JR本由良駅から北東へ700mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自宅への進入路が狭く、かつ急勾配となっているため、拡張するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

また、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第11号、徳地山畑です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から北西へ1.1kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

農地所有適格法人の農業用倉庫、苗床置場を確保するためのものです。

以上の農地法第4条にかかる全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いとため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしく願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

議長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議案第8号から議案第11号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく願います。

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

【意見なし】

それでは、以上で第4条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第4条に係る審議について、一括で採決を行います。農地法第4条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、異議なしの回答を持って「許可」といたします。

それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、9ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図12ページをお開きください。

議案第12号、仁保中郷です。

申請地は、JR仁保駅から北東へ370mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、運送業を営む法人です。

会社所有の保養施設に駐車場がなく不便なため、申請地を取得し駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては農用地区域除外後施行といたします。

議案第 13 号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから南へ 2.4 km に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、佐賀県伊万里市内に居住する、太陽光発電事業者です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第 14 号、大内問田三丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ 1.7 km に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は市街地に近く交通の便も良く、居住環境に恵まれ需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第 15 号、江良三丁目です。

申請地は、JR 宮野駅から北西へ 1.2 km に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

実家近くの申請地に後継者として、農家住宅を建設するものです。

議案第 16 号につきましては、議案第 42 号の事業計画変更申請が同時に提出されております。共に関連のある申請になりますので、合わせてご審議をお願いします。

先に議案第 42 号、宮野下 事業計画変更をご説明いたします。

議案集 26 ページ、参考位置図 16 ページをお開きください。

申請地は、JR 宮野駅から南東へ 750 m に位置する、用途区域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

平成 30 年 4 月 27 日付けで自己用住宅を目的とした農地法第 5 条の許可を受けたが、持分登記が出来ないことが判明したため、共有名義で申請し自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、議案第 16 号の農地法第 5 条申請が同時に申請されています。

次に議案第 16 号をご説明いたします。

議案集 13 ページ、参考位置図 16 ページにお戻りください。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

現在借家住まいであるが、住環境が良い申請地を取得し自己用住宅を建設するものです。

議案第 17 号、木町です。

申請地は、山口市役所から北へ 1.5 km 位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は市内中心部に近く、生活環境も良く需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第 18 号につきましては、議案第 43 号の事業計画変更申請が同時に提出されております。共に関連のある申請になりますので、合わせてご審議をお願いします。

先に議案第 43 号、吉敷赤田三丁目 事業計画変更をご説明いたします。

議案集 27 ページ、参考位置図 18 ページをお開きください。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ 900 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

昭和 47 年 12 月 5 日付けで自己用住宅を目的とした農地法第 5 条許可を受けましたが、同居予定であった子供の転勤の都合で同居出来なくなったため、事業を断念し、そのままの状態で見込んでいるものです。

この度、譲受人から、宅地分譲を行いたい旨の申し出があり、譲り渡すことにしたものです。

次に議案第 18 号をご説明いたします。

議案集 15 ページ、参考位置図 18 ページにお戻りください。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、交通・買い物の便も良く、需要が見込めるため

宅地分譲するものです。

議案第 19 号、矢原です。

申請地は、J R 矢原駅から北西へ 220 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街であり、近隣の開発地の売れ行きも好調であり、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第 20 号、朝田です。

申請地は、J R 大歳駅から南西へ 510 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第 21 号、朝田です。

申請地は、J R 大歳駅から南西へ 610 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、宇部市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し売電事業に参入するものです。

議案第 22 号 秋穂西です。

申請地は、秋穂総合支所から西へ 1.9 km に位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請人は、東京都中央区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第 23 号、嘉川です。

申請地は、J R 上嘉川駅から北西へ 740 m に位置する、集団的に存在する第 1 種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

父、及び祖父の家に隣接し、利便性が良いため自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

また、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第24号、嘉川です。

申請地は、JR嘉川駅から北西へ740mに位置する、集团的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

自己用住宅の建設、及び奥の父・祖父宅の進入に必要な幅員を確保するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

また、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第25号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から西へ590mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

造成地に隣接する宅地が周辺より高く、土砂流出を防ぐため法面を施工するものです。

なお、この事案の転用面積は1,000㎡以下ですが、隣接する議案第26号と合わせると1,000㎡以上になるため、開発許可と同時施行といたします。

ただし、事業自体は別計画のため、お互いが一体利用地になりません。

議案第26号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から西へ590mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地はJR新山口駅から近く、近隣の住宅も売れ行きが好調で需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行いたします。
また、議案第25号の農地法第5条許可申請が同時に提出されています。

議案第27号、嘉川です。

申請地は、J R 上嘉川駅から西へ540mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は嘉川小学校から近く、近年急速に宅地化が進んでおり、需要が見込めるため、建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行いたします。

議案第28号、江崎です。

申請地は、J R 嘉川駅から東へ800mに位置する、集团的に存在する第1種農地です。

申請人は、防府市内に居住する会社員です。

子どもが生まれ手狭になったため、親の土地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第29号、江崎です。

申請地は、J R 嘉川駅から西へ820mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、佐賀県伊万里市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第30号、江崎です。

申請地は、J R 嘉川駅から西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、美祢市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第31号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、福岡県北九州市小倉南区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第32号、深溝です。

申請地は、JR深溝駅から西へ520mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社役員です。

申請人が役員を務める事業所の敷地が手狭となったため、隣接地に倉庫及び駐車場を設置し、貸し出すものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第33号、深溝です。

申請地は、JR深溝駅から北西へ1.0kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自宅への進入路が狭く、車や機械が入りづらいため拡幅するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

また、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第34号、佐山です。

申請地は、JR周防佐山駅から北東へ860mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、飲食業を営む者です。

近隣に料理店を出店するが、駐車場が確保できず、申請地を駐車場とするものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第35号、小郡上郷です。

申請地は、JR仁保津駅から西へ310mに位置する、用途地域内にある

第3種農地です。

申請人は、市内に居住する団体職員です。

申請地は実家のそばにあり、住環境に恵まれているため自己用住宅を建設するものです。

議案第36号、小郡下郷です。

申請地は、JR上郷駅から南西へ620mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です

申請地周辺は住環境に恵まれ、需要が見込めるため、宅地分譲するものです。

議案第37号、小郡下郷です。

申請地は、JR新山口駅から西へ770mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、美祢市内に居住する看護師です

申請地は住環境に恵まれ、造成費等の負担が少ないため自己用住宅を建設するものです。

議案第38号、小郡下郷です。

申請地は、JR新山口駅から西へ770mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、美祢市内に居住する看護師です

申請地は住環境に恵まれ、造成費等の負担が少ないため自己用住宅を建設するものです。

議案第39号、小郡下郷です。

申請地は、JR新山口駅から西へ770mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、美祢市内に居住する看護師です

隣接地に自己用住宅を3棟建築するため、進入路を確保し、3棟の所有者で共有するものです。

議案第40号、阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から東へ270mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

事務局

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。
隣接地を分譲するにあたり、隣接する農地、及び分譲地に入るための道路を整備し、持ち分の一部を移転するものです。

議案第41号、阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から東へ270mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は学校、行政機関が立ち並び、住環境に恵まれ、需要が見込めるため、宅地分譲するものです。

以上の農地法第5条、事業計画変更の議案第12号から議案第43号につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしく願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

議長

只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

5条に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員	議案３８号についてですが、転用面積４３㎡で施設は９９．３７㎡、議案３９号は１３㎡の進入路で１５５．３２㎡、議案４１号は転用面積が１１０㎡で全体が３３４．２６㎡となっていますが、これら資料の説明をお願いします。
事務局	議案３８号についてですが、この申請には畑が４３㎡と一体利用地として宅地が１７５㎡あり、この二つの土地を利用して自己用住宅を建設するものです。議案３９号、議案４１号についても同様に一体利用地を含む申請となっております。
A委員	そういう表示がされているということで議案４１号などは既に転用がされていて、今回追加で申請されたということですか。
B委員	今回の申請については宅地があって、その隣接に農地があって一緒に転用申請されたものです。参考位置図の３３ページで３０８２番９が角になっていますが全体で３軒分の進入路を作るもので、農地が残ったら困るので宅地と一緒に申請されたものです。
A委員	今後はこのような場合は一体利用地を含むということですね。了解しました。
議長	その他、意見や質問等ありますか。
C委員	参考位置図２２ページ、秋穂地区の太陽光発電設備の図面の見方について説明をお願いいたします。
事務局	こちらについても同様に、地番が入っているものが農地で、地番が入っていないものが一体利用地となっております。今回の場合は、登記地目が宅地と山林で現況が農地でない土地を含めて転用するものです。
C委員	了解しました。
議長	その他、意見や質問等ありますか。
	【意見なし】

議長

それでは、以上で第5条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第5条に係る審議について、一括で採決を行います。農地法第5条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、異議なしの回答を持って「許可」といたします。

次に、事業計画変更承認申請についての審議を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第42号、43号につきましては、先ほど農地法第5条に係る審議におきまして、ご説明し、議案第17号、18号と合わせて採決をいただいておりますので、省略させていただきます。

議長

次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、28ページをご覧ください。
農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第44号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、
合計91筆91,618㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

議長

只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集積計画につきまして、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。

次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、29ページをご覧ください。

農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第45号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計78筆、70,436㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願い

議長

します

事務局

それでは、３０ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図３７ページをお開きください。

議案第４６号、仁保中郷です。

登記地目が田の土地１筆、８８㎡については、昭和５５年頃に桧を植林し、その後山林となり現在に至るものです。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第４７号、仁保下郷です。

登記地目が田の土地１筆、５４６㎡については、昭和５０年頃から隣接する宅地の庭として利用され現在に至るものです。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第４８号、大内問田一丁目です。

登記地目が田の土地１筆、４１㎡については、昭和５８年５月２６日付で重機車両置場を目的とした農地法第５条の転用許可を受けたが、その後、事業をせず荒廃し現在に至るものです。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第４９号、大内長野です。

登記地目が田の土地１筆、５２㎡については、平成２年頃から道路として利用され現在に至るものです。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第５０号、嘉川です。

登記地目が田の土地２筆、１，２２５㎡については、平成元年頃、耕作放棄、植林され、荒廃し、現在に至るものです。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

事務局	現況証明については以上です。御審議よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました が、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。 【意見なし】
議長	それでは、特に意見がないようですので議案第４６号から議案第５０号ま での現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めま す。 【委員挙手（多数）】
議長	挙手多数と認め、現況証明につきましては全て発行することといたしま す。 それでは次に、議案第５１号、山口市農地利用最適化推進委員の辞任につ いて審議します。３２ページをご覧ください。 このたび、阿東徳佐中３９３２番地 ●●●●推進委員より、辞任届けが 提出されました。経緯等について事務局より説明させます。
事務局	農業委員会等に関する法律第２３条の規定により推進委員は、正当な事由 があるときは、農業委員会の同意を得て、推進委員を辞任することができる となっており、辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念 に従い一般の良識にもとづいて判断するとなっております。 ●●委員の辞任理由は、このたび農業委員の任命を受けることになり、農 業委員会等に関する法律第１８条第５項の規定により推進委員と農業委員 は兼ねることができないとなっているため推進委員を辞任するものです。 内容をご確認の上、●●推進委員の辞職についてお諮りするものです。説 明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました が、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。 【意見なし】
議長	それでは、特に意見がないようですので議案第５１号に「異議なし」とす

議長	いします。
D 委員	この事案につきまして、9 月 13 日に業者から相談がありました。以前、農地パトロールで回っていますが、現地確認をすると数十メートルの高い部分で法面が崩落しており一部コンクリートがずれていました。緊急性があり、申請に至っております。現地は問題ありません。
議長	その他、意見や質問等ありましたらお願いします。
E 委員	ちょっと聞いてみるのですが、これは官庁が提出した場合には申請が必要ないのではないですか。
事務局	土地収用法等の別な法律の中で、転用申請が必要ない事項が定められています。例えば国等が行う事業で土地収用法が適用され、個人の土地を取得し事業を実施するような事例です。今回の申請は、申請者が●●●●となっていますので申請は必要となります。
議長	その他、意見や質問等ありますか。 【意見なし】 それでは、以上で議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました議案第 52 号について、採決を行います。議案第 52 号について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】 挙手多数と認め、只今審議しました議案第 52 号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、異議なしの回答を持って「許可」といたします。 以上で本日の議案審議はすべて終わりました。 次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。
事務局	本日お配りしております報告第 1 号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。8 月分の受付状況は記載のとおりです。

事務局

また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。
報告については以上です。

議長

只今、事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【なし】

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、平成３０年度第４回山口市農業委員会総会議事録である。

平成３０年９月２１日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長

署名委員

署名委員

記 録 者